

心的外傷の弁証法と支援

—J. L. ハーマンの立場—

折出 健二

教育学教室（「発達支援基礎研究」分野兼任）

The Dialectic of Trauma and Support

—J. L. Herman's Viewpoints—

Kenji ORIDE

(The Section of Education)

要約

心的外傷（トラウマ）は、いまやローカルにもグローバルにも解決すべき問題として周知のこととなっている。各地での内乱・紛争による殺害、震災、そしてレイプや暴力の恐怖のみならず、児童虐待・いじめによっても人々は心的外傷を負い、人格の質的变化を引き起こさせられる。

アメリカの精神医学者、J. L. ハーマンによれば、心的外傷の生物学的アスペクトの研究が進んでいるが、何よりも重要なのは、当人の自己回復を支援していくための治療者および周囲の市民の同盟的・共同的関係である。この関係を築きながら、臨床家や関係の専門家もたたかうことが支援の本質である。

キーワード：心的外傷（トラウマ）、いじめ、支援

はじめに

文部省学校基本調査によれば、1995年度のいじめの発生件数は全国で過去最高の6万件余に達した。96年度は約5万2000件と減少ぎみだったが、依然としていじめは悪質になっている。一方、先進国に似て我が国でも児童虐待が急増し、家族関係トラブルに苦しむ子どもの救済・支援が重視されるようになった。このような新たな子ども問題の現象のもとで、心の傷（トラウマ）を負う子どもをどのように支援し、その自己回復をはかっていくかということは、いまや教育実践においても避けては通れない問題となっている。それだけ事態は深刻になっているし、また年齢・地域をこえて広がりを見せている。

従来、その課題は臨床心理や精神医学の領域に属することとされ、生活指導研究の側で積極的に受け止められることは全くと言っていいほどなかった。

私と、本学大学院教育学研究科学校教育専攻で生活指導関連のテーマを研究中の院生、福田八重、藤岡恭

子、松田美苗、比嘉弘明は、それぞれの問題関心にそって子どもの心的外傷問題に着目し、その克服による自己回復・人格的自立とその支援について研究してきている。その一環として、J. L. ハーマン、中井久夫訳『心的外傷と回復』（原題 TRAUMA AND RECOVERY：みすず書房、1996年）をゼミナールで輪読し、各自の課題意識にそった文章に著し小論文集にまとめた（学校教育専攻折出研究室編『J. L. ハーマン「心的外傷と回復」を読みひらく』（B5版、52ページ、自主発行、1997年）。

ハーマンは、上記テキスト版のあとに刊行された原著ペーパーバック版で、新たに「心的外傷の弁証法は継続する」という結語Afterwordを書き加え、広い視野から今日的な課題を提示している（1997年2月執筆）。上記メンバーはこの「結語」についても学習会をもち、内容を議論してきた。

小論ではこの新稿を要約・紹介し、学習会の論議もふまえて、ハーマンの提示する論点および「心的外傷」克服支援の基本的見地を述べ、生活指導研究を含めた発達支援基礎研究の課題を探る一助としたい。

1 ハーマンとフロイト

ハーマンの『心的外傷と回復』は、フロイト(S. Freud)の現代的で批判的な読み直しの書だともいわれる。ハーマンがフロイトを意識的に引用したり参照したりして論述していることは、邦訳書の人名索引を見ると「フロイト」の項目が圧倒的に多いことからもうかがえる。

かつてマルクスがヘーゲルの弟子であると認めて、そのうえでヘーゲルの弁証法を批判的に克服することを宣言したように、ハーマン女史もフロイトの学習者であることを認めつつ、それを乗り越える見地を切り拓いている。

その1つのキータームが「トラウマtrauma」つまり心的外傷である。「外傷」とは医学では「外力によって身体の一部に生じた障害」であって、そのうち「創(きず)」は皮膚や粘膜が口をあけた状態をいい、「傷」

は身体の内部組織が損傷をうけた状態をいう（『日本大百科全書』小学館）。「心の傷」は後者に関わるが、特に精神医学や精神分析学で用いられる。

その立場で知られるのが、フロイトである。彼は、幼児期に受けた心的外傷が後に神経症的疾患となって発現するという仮説を立てた。つまり、そこには因果関係があるということ、そして外傷体験からくる抑圧は誰も避けては通れないこと、を明らかにした。⁽¹⁾

フロイトの心的外傷論には彼自身の生活史が大きく影響している。

P.M. Newton “FREUD From Youthful Dream To Mid-Life Crisis”, The Guilford Press 1995によると、彼は、児童期から母親が自分から分離していく不安にとらわれていた。30歳代からの人生の過渡期では、研究のことに悩み、数歳年上の女性に惹かれるがその女性の死によって文字通り「彼女を失う」。その外傷体験からの回復の経験も、彼の外傷理論に影響しているといわれる。彼は41～43歳の頃、中年の危機 (mid-life crisis) に陥る。その落ち込んだ時期も含めて、25年間、彼は母親から離れていくシーンを思い続けていた。砕けた夢と危機の連続。女性的なものに惹かれながらも、裏切られる。こうした外傷体験との葛藤を経て、彼は43歳以降に「新しい帰路の発見」(finding a new way home)を試みる。そしていよいよ自分の道を切り拓き、学問の体系化にいとむ。彼の著作の半分は40代から60代において果たされている。50代は彼にとってライフサイクルの「ベストの10年」であったといわれる。

こういう経緯をもつフロイトの心的外傷論に学びつつ、ハーマンはフェミニズム運動への参加を通して得た人権擁護思想、共闘的な自立観によって、フロイトを超えつつある。その内容は以下の叙述によって多少は明らかになるであろう。

最近、U. ニューバー、丘沢静也訳『〈傷つきやすい子ども〉という神話』(岩波書店、1997年)が刊行され、「トラウマブーム」に批判を投げかけている。同書は、トラウマ論批判の書であり、同時にフロイト批判の書である。その要点は、過去の傷ついたマイナスの自己にとらわれ続けさせることは却って子どもの可能性を奪うものだ、という点にある。果たして、ハーマンの心的外傷論がそのように狭いものであるかどうか、さらに吟味は要するが、以下の本稿でも述べるようにハーマンの立場は明確な人権民主主義であり、「傷ついた」子どものイメージではなく、その子を「傷つけて」その行為を闇にほうむろうとする力とのたたかひの正当化にある。

2 心的外傷研究の現在

彼女は、『心的外傷と回復』(原著初出は1992年)

を刊行するに当たり「大望があった」という。それは、暴力の心理的影響について臨床的研究者や政治運動家らによって蓄積された知恵を統合すること、過去一世紀にわたって、周期的に忘れられては再発見されてきた一連の知識を一つの包括的な論文に発表すること、であった。彼女はその著書の中で、「虐待された者の経験に対し人々の注意を喚起するから、心的外傷の研究は、固有の政治的事業であると主張した」⁽²⁾ のだという。

なぜ、「政治的事業」なのか。

それは、過去の歴史において大量虐殺や政治犯罪の名による拷問など、幾多の残虐な人権侵害が行われ、多くの人々は心的外傷をこうむったにもかかわらず、歴史的には、これを忘れさせようとする力がいつも表に登場し、いまなおそれが働いているからである。むしろ彼女は政治的たたかひと言いたいのである。

現に彼女は、「私が主張しなかったのは、(心的外傷を——引用者)人権についてのグローバルな政治運動に関係づけていってこそ、結局、『口に出せない(unspeakable)』事柄について言論するわれわれの能力を維持することができるという点だ」⁽³⁾ と述べている。

ハーマンの著書は1992年に刊行されているが、それからの5年間、ヨーロッパ・アジア・アフリカの紛争において、人種・民族間での大量な残虐行為が見られ、こうした暴力によるすさまじい衝撃を通して、心的外傷が世界的な現象である、という認識が世界中に広がった。その暴力は、市民と戦闘員とを区別することなく、婦人や子どもにまで及び、きわめて政治的なかたちでおこなわれてきた。

ハーマンは「目にあまるほど世界の多くの場所で戦争の道具としてレイプが組織的に使用され、惨たらしい犠牲を払ってのちによろしく、(心的外傷への——引用者)意識の高揚をもたらした。レイプは今、人権侵害として国際的に認識されており、婦人や子どもに対する犯罪は、他の戦争犯罪と同様に重大であるという点では(少なくとも理論上は)一致している」⁽⁴⁾ と述べる。

さて心的外傷研究の先端を行くアメリカでは、現状はどうなっているのだろうか。

ハーマンによれば、次のような状況である。

「平和な時代においてさえ、暴力にさらされることは人々が想像している以上に日常化しており、より損害の大きいものであるということである。アメリカ特有の社会的暴力についての永続的結論は、正しく理解され始めたばかりである。

例えば、ある研究チームは、一組の少女たちの運命をたどっていくという大がかりな長期間の研究に着手してきた。彼女たちは、青年・成人に成長する時点で、自分たちが受けた性的虐待を再現してみせたのである。

現在10年目を迎えたこの研究は、児童期の外傷による深淵な発達の衝撃について、過去に成し遂げられなかったほど厳密に論証している。これらの研究は、暴力による被害について、大量の一連の証拠で立証することに総力をあげている。」⁽⁶⁾

彼女によれば、外傷をうけた人々を研究対象とする多くの臨床家・研究者・政治的活動家たちは、加害事実を隠そうとする側の力によって熾烈な攻撃的になったが、こうした攻撃にもかかわらず、外傷性ストレス研究の科学的取り組みは発展し成熟してきたという。

「新しい世代の研究は、範囲を拡大し始め、外傷の出来事による影響についてのわれわれの見解の正確さを高めている。この領域で最もめざましい最近の進歩のいくつかは、外傷後ストレス障害（PTSD）の生物学的アスペクトに関する高度な技術的実験の研究に由来するものである。

現在、明確にされてきたことは、外傷にさらされることで内分泌・自律性・中枢神経の組織に持続的な変化を生み出すことがありうるということである。調査研究の新しい指針は、輪郭が描かれたコンプレックスについて、ストレスのホルモンを調整し、脳の特別な部分の機能や構造さえも修正していくことである。異常は、特に、扁桃核（amygdala）と海馬（hippocampus）——恐怖と記憶とを結びつけている脳構造——に見出されてきている。

生物学的・臨床的・社会的研究は、解離（dissociation）の現象に集中し続けてきている。100年前にジャンネ（Janet）が提唱したように、解離は、外傷性ストレス傷害の核心にあることが、現在、明確になってきた。」⁽⁶⁾

解離とは、もともと分子がより簡単な分子や原子などに分解したり、結晶が溶液になってイオンなどに分解するとき、「元の分子や結晶と分解生成物との間に並行関係が成立するか、可逆的であるとき」の分解を指す（前掲『日本大百科全書』）。

精神分析学ではその用語の意味は「二つあるいはそれ以上の精神過程が、結合されたり統合されたりしないで共存するという事態」であるとされ、そこへ至る「防衛過程」に関して「過程を指す場合には解離を用いる傾向があり、構造を指す場合には、分裂を用いる傾向がある」とされる⁽⁷⁾。

したがって、一般的には、虐待、災害、暴力などによって被害を受けたとき、その実体験を自分とは遊離した事柄、無かった事柄として自己から引き離そうとする意識の作用である。

この問題について、ハーマンは次のように注目すべき見解を示している。

「かつては、私自身を含めて多くの臨床家は、身体から精神を分離する能力について、不可抗力な恐怖に対する慈悲深い保護として、また、創造的で順応的

さえある心理的防衛としてとらえていた。現在明白になっていることは、こうしたかなり良性的な解離観は、再考するべきだということである。解離は、全く不可避な瞬間における精神的逃避の意味を示すが、おそらく、はるかに高い代償を払って、恐怖からの一時的中絶を獲得しているにちがいない。」⁽⁸⁾

また彼女の紹介する所では、アメリカ精神医学会（American Psychiatric Association）の特別対策委員会による研究の結果、解離的症状があると報告した人々は、何ら器質的な原因を見出せないのにある持続的な身体的症状が発症する傾向があるし、「そうした人々は、しばしば、自分自身の肉体に破壊的な自傷行為を引き起こす」ということが報告されている。

この「自傷行為」は児童期に虐待を受けたり、継続的で陰湿ないじめを受けた人がしばしばおこなう行為といわれる。彼女は、「外傷を受けた人々は、言葉で表現することができない恐怖の瞬間を、彼らの肉体で再経験する」⁽⁹⁾と、「解離」の強烈な感覚と感情的経験を説明しているが、この視点から、思春期におけるいじめによる心的外傷に関してもいじめられている当人への共感的な支えが必要であるといえる。

ハーマンは、解離と似ている精神的状態を薬学的に生じさせることができるかどうかを探る「解離についての神経生態学」実験についても紹介している。

この実験は、中枢神経組織の中の神経伝達組織であるグルタミン酸による活動を中和する薬物の投与によってなされた。それを投与された被験者は、恐怖への自覚的体験は何も報告していない代わりに、注意力、知覚と記憶が鈍り、痛みについて無感覚になり、離人症、現実感喪失、記憶喪失の状態になる「解離特有の変質」を経験したという。

この実験によって、解離状態では、大脳皮質の広い神経単位の活動が抑えられ、記憶・言語・抽象的思考・社会的コミュニケーションに関係する脳の連携組織の活動が一時的に不活性状態に陥ることが示された。

3 心的外傷からの自己回復を支えるために

ハーマンは、解離は心的外傷ストレス傷害を治癒するさいの中心課題に位置づくとして、いくつかの重要な指摘をしている。

1つは、「解離は意識、記憶への窓であり、体と心の連結を表している」⁽¹⁰⁾。

2つめに、解離の科学的で綿密な研究と、外傷体験者へのヒューマンな社会的関わりとの問題である。

彼女によると、前述のように科学的テクニックを使っただけの綿密な実験が進み、解離の神経生理学的な面まで明らかになりつつあるが、却って狭く、局部に焦点化される点が危惧される。「次世代の研究者は、最も創造的である初期の調査研究の多くの事柄を吹き込む、

知的で社会的な情熱にあふれた問題へのコミットメントを欠くことになるかもしれない⁽⁴¹⁾と述べる。

しかし、そうであってはならず、「心的外傷における生物学的、心理学的、社会的、政治的な諸次元の本質的相互関連の再発見」⁽⁴²⁾がこれからの研究ではますます必要になるのである。

3つめに、上記とも関わるが、心的外傷研究のパーソナルな面の重視、ということである。

『心的外傷と回復』の本論でも繰り返して、外傷体験者と治療者との「同盟」関係、つまり外傷ゆえに押し寄せる恐怖・孤立感・無力感などと共闘しつつ、当人の自己回復を支えていくことの重要性が述べられている。いま取り上げているこの「結語」でも、彼女はその点を強調している。

心的外傷の調査研究者は、外傷をうけた人の体験に意味と尊厳を付与する役割を求められる。「サバイバーと研究者との相互関係には、ほかの人間関係と同様に力のアンバランスがあり、両者は感化しやすい情動的な状態にある。初期の調査研究では、研究者は心的外傷のサバイバーとの間に強い個人的な絆と政治的連帯感を感じることもしばしばである。サバイバーとともに問題を分かち合う共同探求者と見ることはあっても、研究にとっての冷静な知的好奇心の対象と見ることはほとんどない」⁽⁴³⁾と彼女は述べる。

4つめに、サバイバーの自己回復プロセスにおいても、上述の人間的な連帯が核心となるのだということである。ハーマンは、「いかなる治療分野の技術的進歩もそれ（人間的連帯——引用者）に取って代わることはできないように思われる」⁽⁴⁴⁾と指摘する。

世界的な広がりでも、心的外傷をこうむった多数のサバイバーが存在しており、この人たちの苦悩に満ちた体験から提供される知恵を生かすことで、一人ひとりの自己回復を支えていく必要がある。その人たちにとっては、どのような公式的な取り扱いも存在しないのである。

サバイバーがそれぞれ自分は立ち直りつつあると評価できるためには、かれらの多数は「自分に固有の方法を創り出さなければならず、それは当人の個人的強靱さと、コミュニティにおいて当人に自然に役立つように働きかける支援の人間関係が提供するものなのである」⁽⁴⁵⁾。

5つめに、個人のレベルでの癒しと社会的レベルでの癒しとの相互関係によって自己回復ははかれるということである。

その鍵を握るのは、心的外傷をうけた当事者がその真実と被害の様子を語る（speak）ことの出来る公共の広場を得る、という点である。言い換えれば、地域社会がそのメンバーの受けた心的外傷に対して元の姿を取り戻してほしいと願い、そうした語る・聴くという広場を要求するのである。背景に確かな民主主義的

風土がなければ生まれないことである。

そして、被害の実態によっては、犯罪をおこなった人物を法の前に出し、真相を究明する組織的な行動にまで展開していくのである。この過程で住民の一人ひとりが民主主義の感覚を鍛えられる。

以上の5点が、心的外傷からの自己回復過程に関わっていく際のポイントである。

4 心的外傷の弁証法と暴力・人権侵害

ハーマンによれば、独裁政治や戦争（内乱）の余波において、被害にあった人々の心的外傷の弁証法は、刑罰を問題にするのを超えて人間の尊厳を守り抜くための猛烈なたたかいとなって最後まで存続し続ける。

そのような政治的性格の犯罪とのたたかいは、権力を行使する立場にある者とのたたかいでもあり、非常な困難さをくぐりつつ進められるのである。問題を法廷に持ち込み、予想される非難や攻撃・脅迫に耐えながら自分の信念と支援者の応援を支えに真相を究明し、犯行者の罪を明るみにしなくてはならない。この構図は、児童虐待による心的外傷でも、同じである。

このような厳しさ故に、グローバルに見ると、新たに発生している暴力のもとで、次々といくつかの国が、知と無知、公表と沈黙、記憶と忘却の葛藤の限りをつくしている。それはラテンアメリカや南ヨーロッパ、中央アメリカ、南アフリカなどの経験からいえることであるが、我が国でも坂本弁護士拉致・致死事件、地下鉄サリン事件や暴力団による脅迫など、社会的な犯罪をめぐる対応では同じような問題状況にある。

ハーマンが指摘するように、1つの国や社会が、その独裁的な権力によって支配され、一般の人々がその恐怖のもとで、スパイ容疑や反政府活動の動きがないかどうかという目で隣人や友人・親族との信頼を侵害してしまうことも起きた。その時代には、当時の政府によって全面的に、かつ公然と許された、そうした身近な者への虐待について、民主化された時点でどのように責任を問うのか。まさにいくつかの国はそのことに直面しているのである。

転じて、先進国の状況はどうなのか。

ハーマンはアメリカの現状について次のように述べている。

「権力による固有の虐待を甘んじて受け入れるという問題は、性的暴力・家庭内暴力⁽⁴⁶⁾の犯罪とも適合している。

女性や子どもの従属化が非常に深く我々の文化の中に埋め込まれているがゆえに、女性や子どもに対する力の使用は最近になってやっと基本的人権の侵害であると認識されるようになった。殴打、つけねらい、性的嫌がらせ、面識者によるレイプ、のような広く見られる強制的なコントロールは、それらがフェミニズム

運動によって定義されるまでは、行為として名付けられることさえなかったし、ましてや犯罪として理解されることはなかったのである。

性的な児童虐待のように名目上有罪だとされた暴力の形態でさえも、犯行者が巧みに罪を免れた過去においては報告されたり告訴されることはめったになかったのである。」⁽¹⁷⁾

彼女によれば、フェミニズム運動によって、法廷の場で正義を求めるために、性的犯罪・家庭内犯罪の犠牲者を救済するわずかな罪が開かれたのである。

5 サバイバーの自立と支援のありかた

—解放と連帯—

サバイバーを支えていく際の問題の1つに、児童期に心的外傷を負わされた個人が成人になって加害者を告発し法廷に問題を持ち出す場合に、いかに周囲からの攻撃とたたかうか、ということがある。

告発された加害者側は、弁護士・セラピスト・支援者に対して攻撃を仕掛け、「(被害者による)回想は真実ではあり得ない」と主張して争う。ハーマン自身、女性解放運動にかかわりながら、レイプや暴力的虐待などの被害支援から人権擁護の基本原則を学んでいる。彼女は「女性運動は、女性と子どもは嘘をつきやすく、空想的であるか、あるいは性的暴行の話を捏造しているという憶測をうちくづくのに20年を費やしてきた」⁽¹⁸⁾という。

ハーマンは、いかなる原理に立脚しようともサバイバーはかれらの経験にもとづいて証言する能力を確かに持っている、と主張する。

彼女によれば、誤った告訴の悪影響が伝播していくという考えが、報道機関や有識者の敏感な反応を引き起こし、「魔女狩り」の叫びが、集団で行動する女性達は分別のない復讐心にもえた者たちというイメージを強めた。したがって、児童期に虐待をうけたサバイバーとそのセラピストが共同して「回復運動」を起こすことは、特に強烈な敵意や軽蔑にさらされる。

こうした地域社会の構図は、そのまま「いじめ・自殺」の真相究明に立ち上がった遺族および支援者においても全く同じなのである。

このように心的外傷の弁証法を通して自己回復のたかひを続けることは、正義へのたかひである。

とはいえ、性的虐待のような隠蔽された出来事を法廷の場に持ちだし、しかも身内(実の親あるいは兄弟)を告発することは、現実の偏見をのりこえなくてはならない。

ハーマンが紹介しているケースでは、娘から性的暴行で告発された父親が損害賠償で告訴した。陪審員は虐待が事実かどうかを認定できなかったにもかかわらず、娘が父親の名誉を傷つけたことについて責任は問

わなかった。むしろ彼女の記憶をサポートしつづけたセラピストの責任が問われた。

セラピストを弁護したその女性は、自分の記憶には自分だけが責任を負う、と抗議し、「父はわかっていないのです。私を虐待したという事実を父に語れるのは私だけなのだということを」と発言した。陪審員はこれを無視し、またもやひとりの犠牲者の声が公にされなかったのだという。⁽¹⁹⁾

サバイバーとセラピストの関係について、ハーマンは次のように指摘している。

「今一度、心的外傷の弁証法は力を出しつくすであろう。心的外傷のサバイバーに密着してその声を聞き取ってきた人々こそが挑戦する主体者であることは歴史において今に始まったことではない、と想起するのは価値のあることだ。それは最後でもないであろう。過去数年にわたって、多くの臨床家が嫌がらせや脅迫の策略に立ち向かうことを学ばなければならなかった。それらと同じことを、女性、子どもそして他の被抑圧者のために働く草の根の弁護士達が長期にわたり耐えてきたのであった。わたしたち傍観者は、暴力の犠牲者が毎日奮い起こさなければならない勇気のほんの一部でも自分のなかに見いだすべきなのである」⁽²⁰⁾

そして彼女は「サバイバーが真実を話すことのできる保護された空間を創ることが、ひとつの解放行為なのであり、(略—引用者)その聖域の場であっても証言者を支えることが、ひとつの連帯なのである」⁽²¹⁾と強調している。

これは、『心的外傷と回復』でも繰り返し述べられた点である。

以上のように、心的外傷は身体的・心理的攻撃あるいは暴力行為等の本質が暴き出されるまで、つまりその本来の解決に至るまで、存続し続ける。

攻撃や暴力等の事実を隠そうとする力が身近にも、グローバルにも働くが、逆にそのことによって真実を告発し正義を求める側は力を増し、多くのひとの連帯によってエンパワーメントを高めていく。心的外傷の弁証法とはまさにこの過程をいう。

心的外傷からの回復の支援者はこの法則性を認識し、人権擁護の立場にたつことで、真の意味で当人と共同・連帯をつくりだすのである。そのこと自体が、言葉の本来もつ意味でのポリティカルな変革行為なのである。

このようにハーマンの心的外傷論には民主主義的な人権思想が息づいているし、ここから、いじめ問題・児童虐待問題に関わる研究者は多くの点を学ばなければならない。

(注)

- (1) チャールズ・ライクロフト, 山口泰司訳『精神分析学辞典』河出書房新社, 1992年, 44～45ページ。
- (2) Judith Lewis Herman “TRAUMA AND RECOVERY” BasicBooks (A Division of HarperCollins Publishers), 1997, p.237.
- (3) Ibid.
- (4) Ibid., 237-238.
- (5) Ibid., 238.
- (6) Ibid.
- (7) 前掲『精神分析学辞典』47ページ。
- (8) Herman, *ibid.*, 238-239.
- (9) Ibid., 239.
- (10) Ibid., 240.
- (11) Ibid.
- (12) Ibid.
- (13) Ibid.
- (14) Ibid., 241.

この点に関しては、私自身、愛知県西尾市での中学生の「いじめ自殺」事件を契機にして、1996年5月から「いじめについて語る会」という市民的団体を主宰してきた体験とも符合する。そこで語られる当事者体験によれば、カウンセリングに行ったもののあまりにも「治療対象」として見られる面が強いと、いじめられ体験の当事者が相談ないし診療をいやがり、行かなくなったということもあるようだ。逆に、その「語る会」のように、一般のひとにじっくりと心的外傷のストーリーを聴いてもらえる場を得ることで、当人が自信を回復していく面もあることがわかった。

- (15) Ibid.
- (16) 引用者注記。アメリカの場合「家庭内暴力」(domestic violence)とは、養育者による被養育者(子ども)の虐待を指している。
- (17) Herman, *ibid.*, 244.
- (18) Ibid., 245.
- (19) Ibid., 246.
- (20) Ibid.
- (21) Ibid., 247.